

告 示

埼玉県告示第百三十四号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 認定市民管理協定の名称
小針領家市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
桶川市大字小針領家字御ノ木二二三番、二二四番一、二二四番二、二二六番一、二二七番、二二八番一、二九一番一、二九一番三
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育、緑地の再生
- 四 認定市民管理協定の有効期間
令和三年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
令和三年三月五日